

第74号議案

春日市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年12月2日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

公園施設の設置又は管理に係る申請書の記載事項及び使用料の額を定めるとともに、都市公園の適正な管理のため所要の規定の整備を図るものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市都市公園条例の一部を改正する条例

春日市都市公園条例(昭和57年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「者」の次に「及び附属設備を使用しようとする者」を加える。

第6条の次に次の1条を加える。

(公園施設の設置又は管理に係る申請書の記載事項)

第6条の2 法第5条第1項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 公園施設の設置の許可申請の場合

- ア 申請者の住所、氏名及び生年月日
- イ 公園名
- ウ 公園施設の種類及び数量
- エ 設置の目的
- オ 設置の期間
- カ 設置の場所
- キ 公園施設の構造
- ク 管理の方法
- ケ 工事実施の方法
- コ 工事の着手及び完了の時期
- サ 都市公園の復旧方法
- シ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設の管理の許可申請の場合

- ア 申請者の住所、氏名及び生年月日
- イ 公園名
- ウ 公園施設の種類及び数量
- エ 管理の目的
- オ 管理の期間
- カ 管理の方法
- キ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更する許可申請の場合

- ア 申請者の住所及び氏名
- イ 公園名
- ウ 既に受けた許可年月日及び許可番号
- エ 変更する事項
- オ 変更する理由
- カ その他市長の指示する事項

第10条中「の使用若しくは占有」を「若しくは附属設備の使用、都市公園の占有若しくは公園施設の設置若しくは管理」に改め、「受けた者」の次に「(以下「使用者等」という。)」を加える。

第11条第1項中「都市公園の使用若しくは占有の許可又は有料公園施設の使用の承認を受けた者」を「使用者等」に改め、同項に次の2号を加える。

- (4) 附属設備の使用料は、規則で定める額とする。
- (5) 公園施設の設置又は管理に係る使用料は、別表第5に定める額とする。

第11条第2項中「の使用若しくは占有」を「若しくは附属設備の使用、都市公園の占有若しくは公園施設の設置若しくは管理」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項第5号の規定にかかわらず、公園の利便性を高めると認められる公園施設を設置し、又は管理する者を公募により決定する場合は、市長が別に定める額を最低額とし、当該公募において決定した者が応募時に提案した額の使用料を納付しなければならない。

別表第4の次に次の1表を加える。

別表第5(第11条関係)

- (1) 公園施設を設置する場合の使用料

施設名	単位	期間	金額
建築物である公園施設	1平方メートル当たり	1月につき	220円
建築物でない公園施設	1平方メートル当たり	1月につき	11円

- (2) 公園施設を管理する場合の使用料

施設名	単位	期間	金額
売店、飲食店その他これらに類する公園施設	1平方メートル当たり	1月につき	550円

上記以外の建築物である公園施設	1平方メートル当たり	1月につき	220円
建築物でない公園施設	1平方メートル当たり	1月につき	11円

備考

- 1 設置又は管理する面積が1平方メートル未満であるとき又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルに切り上げて計算する。
- 2 設置又は管理する期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月とみなして計算する。
- 3 この表の規定により算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、その端数の金額は切り捨てる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 施行日以後の附属設備の使用又は公園施設の設置若しくは管理については、施行日前においても、改正後の春日市都市公園条例の規定の例により使用又は設置若しくは管理の許可その他必要な行為を行い、及び使用料等を徴収することができる。